

## 主な学校感染症の出席停止期間について

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等、出席停止の対象となる感染症に罹患した場合は、「学校感染症による欠席届」を記入し、担任までご提出ください。

◎出席停止期間について、症状の発症日を0日目とし、主治医等の指示のもと出席停止期間を設定します。

分類	感染症の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、 痘瘡、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、 ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、 鳥インフルエンザ(H5N1,H7N9) ※上記の他、新型インフルエンザ等 感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性 物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日 を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において、 感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において、 感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後、1日を経過 するまで
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌 感染症、腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれが ないと認めるまで
	<b>☆条件によっては出席停止の措置が考えられる感染症</b>	
	<b>その他の感染症</b> 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、 手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、 マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 など	病状により学校医その他の医師において感染のおそれが ないと認めるまで ※学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、 必要があれば学校長が学校医に意見を聞き、第三種の 感染症として、緊急的に措置を取ることができるとして定められています。

学校内での流行を防ぐために、出席停止の措置が必要と考えられる場合に、学校医や主治医の意見をもとに出席停止の扱いとする場合がある感染症です。  
必ず出席停止の取り扱いとなるものではありません。